

# 業務及び財産の状況に関する説明書

## 【平成 30 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

エイト証券株式会社

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

エイト証券株式会社

### 2. 登録年月日（登録番号）

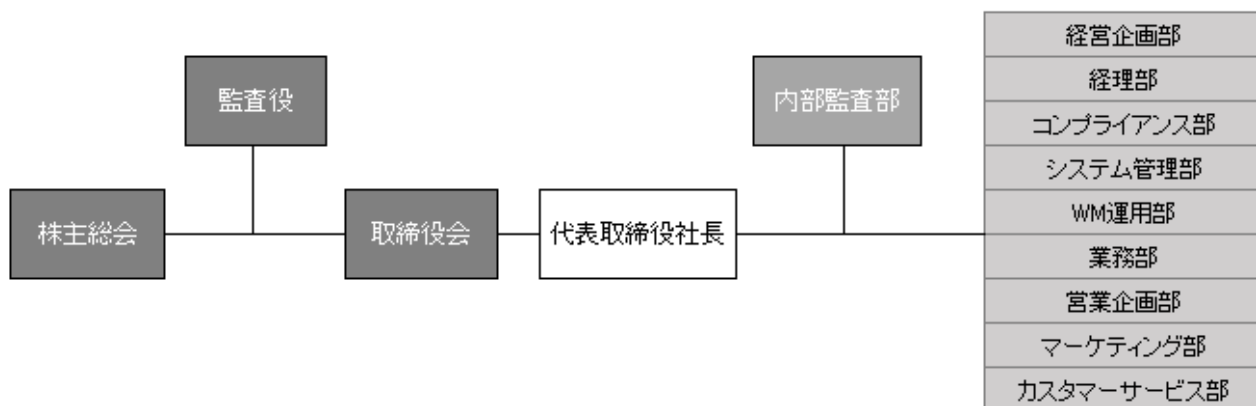
平成 19 年 9 月 30 日（ 関東財務局長（金商）第 193 号 ）

### 3. 沿革及び経営の組織

#### (1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成 13 年 12 月	沖縄金融特別区にてユナイテッドワールド証券株式会社設立
平成 14 年 6 月	証券業登録
平成 14 年 7 月	沖縄金融特別区にて中国株専門インターネット証券の営業開始 日本証券業協会に加入
平成 15 年 9 月	東京都港区に東京支店開設
平成 17 年 4 月	本店を東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号に移転
平成 18 年 3 月	金融先物取引業登録
平成 18 年 5 月	中国株モバイル取引サービス開始
平成 19 年 5 月	タイ株式の取扱い開始
平成 22 年 5 月	当社公式 Twitter（ツイッター）開始
平成 22 年 6 月	投資運用業務（投資一任業）登録
平成 24 年 11 月	8SL HOLDING LIMITED が筆頭株主となる
平成 26 年 3 月	本店を中央区日本橋 2 丁目 16 番 2 号に移転 名称をエイト証券株式会社に変更
平成 26 年 4 月	米国株・米国 ETF の取扱い開始
平成 27 年 5 月	8 Now!（米国 ETF ラップサービス）の取扱い開始
平成 27 年 6 月	親会社の名称が 8 LIMITED に変更
平成 27 年 10 月	8 Now!（米国 ETF ラップサービス）iOS アプリを開始
平成 29 年 2 月	ロボアプリ「クロエ」サービス提供開始

(2) 経営の組織



(平成 30 年 3 月 31 日現在)

4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. 8 LIMITED	52,646 株	100.00%
計 1 名	52,646 株	100.00%

5. 役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	飯盛 信文	有	常勤
取締役	ミカエル・アブドゥッラー	無	常勤
監査役	松田 秀正	無	常勤

(注) 1. 監査役 松田 秀正氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏名	役職名
佐々木 勝巳	内部統括管理責任者

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法（以下、「法」という。）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業

務をいう。)又は投資運用業(同条第4項に規定する投資運用業をいう。)に関し、運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名

氏 名	役 職 名
肥塚 義章	WM 運用部部長

(3) 投資助言・代理業(法第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。)に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏 名	役 職 名
—	—

#### 7. 業務の種別

- ・金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- ・有価証券等管理業務
- ・第二種金融商品取引業
- ・投資運用業

8. 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目16番2号 KDX 日本橋 216 ビル

#### 9. 他に行っている事業の種類

- ・匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- ・投資法人から投資信託及び投資法人に関する法第117条第1項の規定による委託を受けて同項第4号に掲げる事務を行う業務又は特別目的会社から委託を受けてその機関の運営に関する事務を行う業務
- ・他の事業者顧客を紹介する業務
- ・他の事業者の業務に関する広告を取り扱う業務
- ・物品等の販売に関する業務
- ・商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第3項に規定する商品投資販売業
- ・海外の組合類似組織(リミテッド・パートナーシップ及びリミテッド・ライアビリティー・カンパニー)への出資契約締結及び持分の売買の媒介、取次ぎ及び代理業務

## 10. 苦情処理および紛争解決の体制

当社の金融商品取引法上の業務に関する苦情等の解決については、「苦情・紛争処理規程」に基づき社内措置を講じるほか、下記に掲げる業務の種別ごとに措置を講じるものとし、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等の紛争等解決の業務に適切に協力するものとする。

- ・ 第一種金融商品取引業

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(以下、「F I N M A C」という。)との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置(金商法第37条の7第1項第1号イに基づく措置)

- ・ 第二種金融商品取引業

金商法第37条の7第1項第2号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、F I N M A Cを利用する措置

- ・ 投資運用業

金商法第37条の7第1項第4号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会(F I N M A Cに業務委託)を利用する措置

## 11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

金融商品取引業協会：日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

認定投資者保護団体：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

## 12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当はありません。

## 13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当事業年度において、当社は主力である外国株取次業務において収益を確保しながら、前期末にローンチした新ロボ・アドバイザーのプロモーションを強化する計画でした。しかしながら、顧客の売買高の伸び悩みと入出金額の減少により、損失を計上する月が継続する状況を改善できず、6月末に同業務からの撤退を決定・発表しました。これにより、事業計画を変更し、7月以降は顧客資産の速やかな処理(他社への移管、現金預かりの出金等)に経営資源を集中することとしました。

この結果、外国株取次業務の撤退に伴う措置として取引手数料、移管手数料、出金手数料等は無料としたため、受入手数料は大きく減少し、24,049千円(前期比45%減)となりました。また、顧客預り金の大幅な減少により、金融収益は29,908千円(前期比68%減)となりました。一方、大量の株式売却に伴う出金ならびに顧客預り金の出金に伴い、トレーディング収益(為替収益)として638,412千円(前期比457%増)を計上しました。また、業務の集中等から臨時に契約スタッフを増員するなど、523,417千円(前期比14%増)と販売管理費も増加しましたが、143,491千円の経常

利益となりました。

## 2. 業務の状況を示す指標

### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
資本金	1,368	127	169
発行済株式総数	36,193 株	42,546 株	52,646 株
営業収益	436	251	692
(受入手数料)	95	43	24
((委託手数料))	84	35	18
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	—	—	—
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	—	—	—
((その他の受入手数料))	11	8	5
(トレーディング損益)	242	114	638
((株券等))	—	—	—
((債券等))	—	—	—
((その他))	242	114	638
純営業収益	387	210	671
経常損益	△246	△238	143
当期純損益	△251	△160	56

### (2) 有価証券引受・売買等の状況

#### ① 株券の売買高の推移

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
自 己	0	0	12
委 託	92,456	59,335	45,911
計	92,456	59,335	45,923

#### ② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：千株、百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高
平成 28 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—
平成 29 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—
平成 30 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—

(3) その他業務の状況  
特記事項はありません。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：％、百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
自己資本規制比率 (A/B ×100)	165.7%	149.3%	172.5%

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
固定化されていない自己資本 (A)	236	179	233
リスク相当額 (B)	142	120	135
市場リスク相当額	4	3	3
取引先リスク相当額	3	2	1
基礎的リスク相当額	135	114	130

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
使用人	16	15	14
(うち外務員)	12	10	10

### Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第 16 期	第 17 期
		(平成 29 年 3 月 31 日)	(平成 30 年 3 月 31 日)
(資産の部)			
<b>流動資産</b>		<b>12,029,672</b>	<b>480,082</b>
現金・預金		56,827	138,105
預託金		11,867,770	135,310
短期差入保証金		27,135	15,837
前払費用		8,248	5,670
未収収益		39,714	0
トレーディング商品		1,437	3,673
立替金		11,553	48,008
未収還付法人税等		13,194	10,071
未収還付消費税等		2,694	6,099
短期貸付金		—	112,124
その他流動資産		1,095	5,180
<b>固定資産</b>		<b>124,015</b>	<b>15,914</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>4,812</b>	<b>3,871</b>
建物附属設備		3,113	2,522
器具備品その他		1,698	1,349
<b>無形固定資産</b>		<b>56,639</b>	<b>528</b>
電話加入権		306	306



ソフトウェア	28,116	222
ソフトウェア仮勘定	28,217	—
<b>投資その他の資産</b>	<b>62,562</b>	<b>11,514</b>
関係会社株式	47,326	—
長期差入保証金	11,685	11,514
長期前払費用	3,084	—
その他	466	—
<b>資産合計</b>	<b>12,153,687</b>	<b>495,997</b>

科 目	期 別	第 16 期	第 17 期
		(平成 29 年 3 月 31 日)	(平成 30 年 3 月 31 日)
(負債の部)			
<b>流動負債</b>		<b>11,838,887</b>	<b>123,651</b>
預り金		11,770,507	89,955
短期借入金		—	—
未払金		66,435	29,817
未払法人税等		1,943	3,879
<b>固定負債</b>		<b>153,491</b>	<b>68,893</b>
社債		0	—
退職給付引当金		3,129	4,823
その他		10,575	—
長期借入金		139,786	64,070
<b>特別法上の準備金</b>		<b>7,791</b>	<b>7,791</b>
金融商品取引責任準備金		7,791	7,791
<b>負債合計</b>		<b>12,000,170</b>	<b>200,336</b>
(純資産の部)			
<b>株主資本</b>		<b>153,517</b>	<b>295,660</b>
<b>資本金</b>		<b>127,000</b>	<b>169,925</b>
<b>資本剰余金</b>		<b>960,160</b>	<b>1,003,085</b>
資本準備金		960,160	1,003,085
<b>利益剰余金</b>		<b>△933,642</b>	<b>△ 877,350</b>
その他利益剰余金		△933,642	△ 877,350
繰越利益剰余金		△933,642	△ 877,350
<b>純資産合計</b>		<b>153,517</b>	<b>295,660</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>12,153,687</b>	<b>495,997</b>

【第 16 期 貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	内容	担保に係る債務
現金・預金（定期預金） 10,000 千円	為替予約取引等の為に差し入 れているものであります。	—

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,502 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,641 千円
短期金銭債務	18,159 千円
長期金銭債務	139,786 千円

【第 17 期 貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	内容	担保に係る債務
現金・預金（定期預金） 10,000 千円	為替予約取引等の為に差し入 れているものであります。	—

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,619 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	160,066 千円
短期金銭債務	4,561 千円
長期金銭債務	64,070 千円

4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第 46 条の 5

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第 16 期	第 17 期
		(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
<b>営業収益</b>		<b>251,664</b>	<b>692,371</b>
受入手数料		43,608	24,050
トレーディング損益		114,595	638,412
金融収益		93,459	29,908
<b>金融費用</b>		<b>40,915</b>	<b>20,431</b>
<b>純営業収益</b>		<b>210,748</b>	<b>671,940</b>

<b>販売費・一般管理費</b>	<b>457,450</b>	<b>523,417</b>
取引関係費	240,474	271,650
人件費	136,629	160,591
不動産関係費	16,992	17,833
事務費	42,592	54,490
減価償却費	11,828	9,819
租税公課	8,378	8,022
その他	557	1,007
<b>営業損益</b>	<b>△246,702</b>	<b>148,523</b>
<b>営業外収益</b>	<b>8,596</b>	<b>294</b>
<b>営業外費用</b>	<b>0</b>	<b>5,325</b>
<b>経常損益</b>	<b>△238,105</b>	<b>143,491</b>
<b>特別利益</b>	<b>78,082</b>	
債務免除益	75,162	—
関係会社整理損失引当金戻入額	2,920	—
<b>特別損失</b>		<b>86,249</b>
固定資産除却損	—	28,485
減損損失	—	19,354
子会社株式売却損	—	36,175
解決金	—	2,000
債権放棄損	—	234
<b>税引前当期純損益</b>	<b>△160,023</b>	<b>57,242</b>
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	—	—
<b>当期純損益</b>	<b>△160,973</b>	<b>56,292</b>

【第16期 損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	211,764 千円
営業取引以外の取引による取引高	4,352 千円

【第17期 損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	199,727 千円
営業取引以外の取引による取引高	550 千円

## 2. 減損損失

### (1) 減損損失を認識した資産、および損失計上額

	計上額
外国株式取扱業務（ソフトウェア）	6,690千円
8Now!（ソフトウェア）	12,663千円
合計	19,354千円

### (2) 回収可能価格額の算定方法

使用価値により測定しております。

### (3) 減損損失の認識に至った経緯

外国株式取扱業務に関するソフトウェアは、業務終了に伴い部門収益から捉えた将来的キャッシュ・フローがマイナスに転じる予想となったため、および8Now!に関するソフトウェアは、部門収益から捉えた将来的キャッシュ・フローがマイナスのため、ゼロと算定しております。

### (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合 計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
平成 28 年 3 月 31 日 残高	1,368,160	933,160	933,160	△2,040,829	△2,040,829	260,490	260,490
事業年度中の変動額							
減資	△1,268,160	0	0	1,268,160	1,268,160	0	0
新株の発行	27,000	27,000	27,000	0	0	54,000	54,000
当期純損失				△160,973	△160,973	△160,973	△160,973
事業年度中の変動額合計	△1,241,159	27,000	27,000	1,107,186	1,107,186	106,973	106,973
平成 29 年 3 月 31 日 残高	127,000	960,160	960,160	△933,642	△933,642	153,517	153,517

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合 計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			

平成 29 年 3 月 31 日 残高	127,000	960,160	960,160	△933,642	△933,642	153,517	153,517
事業年度中の変動額							
新株の発行	42,925	42,925	42,925	0	0	85,850	85,850
当期純利益				56,292	56,292	56,292	56,292
事業年度中の変動額合計	42,925	42,925	42,925	56,292	56,292	142,142	142,142
平成 30 年 3 月 31 日 残高	169,925	1,003,085	1,003,085	△ 877,350	△ 877,350	295,660	295,660

【平成 29 年 3 月期 株主資本等変動計算書に関する注記】

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数  
42,546 株
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数  
該当事項はありません。
- (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (5) 当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

【平成 30 年 3 月期 株主資本等変動計算書に関する注記】

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数  
52,646 株
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数  
該当事項はありません。
- (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (5) 当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
8 Limited	139,786

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
8 Limited	64,070

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期			平成 30 年 3 月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産						
(1) 株券	-	-	-	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-	-	-
2. 固定資産						
(1) 株券	47	47	-	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-	-	-
合 計	47	47	-	-	-	-

(注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

① 株式

該当する事項はありません。

② 債券

該当する事項はありません。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当する事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、第 16 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の財務諸表並びに第 17 期事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、清陽監査法人により監査を受けており、監査報告書を受領しております。

## IV. 管理の状況

### 1. 内部管理の状況の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制」の構築のため「内部統制基本方針」を決議し毎年見直しを行ってまいりました。

なお、当方針については、平成29年4月20日に改定施行しております。

### 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システムが適正に構築・運用されることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、下記の通り、内部統制基本方針を定める。

内部統制の基本的枠組みを審議・裁決する機関としては「内部統制委員会」を設置し、その継続的な整備状況の検証および改善策等について審議または裁決する機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「経営会議」を設置し、その目的達成に努める。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員すべてが、職業人として遵守すべき利害関係者との関係および自身に関する基本事項を定めた「エイト証券行動規範」を策定し、金融商品取引業を中核として業務を行なうに当たっては法令・諸規則等に基づき、各種社内規程等を整備し、その適正な運用に努める。

法令・諸規則および社内規程の周知徹底を図るため、コンプライアンス部は、役職員が遵守すべき法令・諸規則及び社内規程・手順の具体的内容をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」に整備し、また、役職員にコンプライアンスに関連した社内研修等の教育を行い、金融商品取引業者としての役職員のコンプライアンス意識を高めるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するものとする。コンプライアンス部は、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に入社時研修を含めたコンプライアンスに関連した社内研修等の教育を行ない、経営企画部は、日本証券業協会等による各種研修及びその他外部機関が行うセミナー等の研修への参加を推進し、その状況等を管理するものとする。

法令・諸規則の遵守等の内部管理状況はコンプライアンス部により、把握・管理され、その結果は、コンプライアンス委員会において定期的に報告され、必要に応じて内部統制委員会にも報告されるものとする。内部監査部は、基本、各部門（子会社等も含む）の法令・諸規則の遵守状況等の状況を定期的に監査し、被監査部署に対しては、必要に応じ改善策を要請する。

また、法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を導入し、コンプライアンス部により運営される。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

情報セキュリティ管理体制については、機密情報に係る規程を見直し、「情報セキュリティポリシー」として統合及び改編し、実効性を確保する。

また、当社がセキュリティの対象とする情報資産については、基本方針となる「情報セキュリティポリシー」および「システム運用管理基準書」に具体的な運用手続を定め、その保存と管理が適切に運営されるよう努める。

コンプライアンス部は当社の情報の保存および管理が適切に運用されているか定期的にモニタリングするものとする。

また、取締役の職務の執行に係わる文書等について、取締役、監査役及び内部管理統括責任者は必要に応じ閲覧できることとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」および「システムリスク管理規程」を定め、「市場リスク・信用リスク・流動性リスク」については、所定の基準により、毎日計算されるリスク相当額および自己資本規制比率等により、経理部が管理し、「事務リスク」については、各部門の責任者が定期的に点検を行い、管理するものとする。

また、「システムリスク」に関しては、システム管理部はシステムリスクの評価、改善策を取りまとめ、その管理を行う。さらに、新規事業の実施にあたっては、経営企画部が「新規事業等開始時における承認手続きに関する規程」により、各種リスクの洗い出し、評価を行うこととする。また、各部署においては随時、リスクの洗い出し・管理を行うとともに、内部監査部は、各部署のリスク管理について監査を行う。システム監査については、必要に応じて、外部監査を実施する。

リスクの未然防止と危機対応、およびそれら情報の共有化を目的として代表取締役社長を議長とする「リスク管理委員会」を設置する。その活動は「リスク管理委員会」において報告され、必要に応じて、内部統制委員会にも報告され、取締役会により承認されるものとする。

有事においては「事業継続計画書（BCP）」に従い、「BCP 対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとする。

システム障害管理については、「危機管理計画書」を策定し、大規模システム障害等を想定した対応手順を整備し、実効性のある管理態勢を構築する。

また、反社会的勢力排除のための、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、コンプライアンス部と業務部において「顧客管理に関する規程」及び「顧客管理等に関する行為基準」に基づき管理されているか、定期的に検証を行うものとする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営機能の透明性向上と経営環境の変化に対応するため、取締役の任期を1年として取締役会を組織する。開催については月1回を原則とし、必要があれば臨時に開催し、機動的に業務を執行する。

また、取締役会とは別に、迅速かつ機動的な意思決定を要するものは、その専決事項を除き、「経営会議」において意思決定を行う。

経営計画の推進については、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程に基づきその責任体制を明確にし、リスク管理委員会において情報の共有化を図り、取締役会あるいは経営会議において報告を行い、それぞれの会議の記録については議事録として残すものとする。

取締役会は、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築・改善するものとする。



## 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。また経営企画部、経理部、コンプライアンス部等の各担当部署は、子会社および関係会社に損失の危険が発生し、各担当部署がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会、監査役および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

## 6. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めがあれば監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

## 7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することにより内部統制システムの構築・運用の状況を監視、検証する。

また監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社は、監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

また監査役は、当社の会計監査人およびコンプライアンス部門その他内部統制システムの構築・運用におけるモニタリング機能を所管する部署との連携を密にする。

## 2. 分別管理等の状況

### (1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

#### ① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	平成29年3月31日現在の金額	平成30年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	11,457	80
期末日現在の顧客分別金信託額	11,615	134
期末日現在の顧客分別金必要額	11,523	87

② 有価証券の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類		平成 29 年 3 月 31 日現在		平成 30 年 3 月 31 日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株券	株数	一千株	1,169,601 千株	一千株	70,664 千株
債券	額面金額	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受益証券	口数	一百万口	5 百万口	0 百万口	0 百万口
その他	額面金額	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円

ロ 受入保証金代用有価証券

該当事項はありません。

ハ 管理の状況

お客様よりお預かりしている有価証券は、約款に基づく以下の保管形態で「分別保管」しております。

保管区分		保管場所	有価証券種類	保管及び照合方法	定期照合
保護預り 等 有価証券	混蔵 保管	海外保管 機関	外国証券	各保管場所（第三者保管機関）において、混蔵して保管しております。 また、定期的に顧客毎の持分を記載した管理簿と当該第三者保管機関における残高とを照合しております。	月次
		証券保管 振替機構	上場受益 証券		日次

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はありません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客区分管理信託の状況

該当事項はありません。

② 有価証券等の区分管理の状況

イ. 有価証券等の種類ごとの数量等

該当事項はありません。

ロ. 管理の状況

該当事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

## V. 連結子会社等の状況に関する事項

### 1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当事項はありません。

### 2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はありません。

以 上